

## 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し検討について

平成22年4月1日から施行した「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」については、その附則において「知事は、施行日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められていることから、条例の施行日から3年が経過する平成25年4月以降、条例の見直しについて検討を開始。

### 1 見直し検討の手続き

#### (1) 見直しの視点

条例の見直し検討は、平成20年4月1日から施行された「神奈川県条例の見直しに関する要綱」により、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の5つの視点に基づいて行う。

#### (2) 検討にあたって実施する調査等

##### ア 受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査の実施（6月17日～7月1日）

条例の施行後における県民の受動喫煙に関する意識や、施設の受動喫煙防止対策の状況等を把握するため、調査を実施。

##### イ 事業者団体等への意見照会（6月17日～7月1日）

条例の対象となる事業者や関係団体等から、条例への対応状況や条例施行による影響、条例に対する意見、要望等について文書により照会。

##### ウ 神奈川県たばこ対策推進検討会における検討

「神奈川県たばこ対策推進検討会」において、条例の見直しについて検討を行う。検討にあたっては、広く意見を聴取するため、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会を設置。

### 2 スケジュール（案）

平成25年3月	統計報告調整審議会に県民意識調査・施設調査の実施について諮問
6月	県民意識調査・施設調査の実施 事業者団体等への文書による意見照会
8月2日	たばこ対策推進検討会・部会合同開催
8月27日	部会開催
10月	県民意識調査・施設調査の結果速報 たばこ対策推進検討会・部会合同開催
11月	たばこ対策推進検討会・部会合同開催
12月	条例見直し調書の作成 厚生常任委員会に見直し結果について報告

〔条例の改正又は廃止を検討するとした場合〕

原則として、常任委員会への報告から1年以内に議案を提出